

# 令和7年大口町教育委員会12月定例会議

令和7年12月19日

午前 9時30分 開 議

大口町総合福祉会館 2階 C会議室

## 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

日程第4 連絡・報告事項

- (1) 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定取消しについて
- (2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (3) 大口町私立学校等における昼食費用等給付金支給要綱について
- (4) 大口町学校給食弁当代替者給付金支給要綱について
- (5) 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 その他

## 出席者

教 育 長	社 本 寛	教育長職務代理者	鈴 村 由布子
委 員	水 谷 恵 子	委 員	舟 橋 由 治
委 員	丹 羽 力 也		

## 説明のため出席した者

生涯教育部長	松 井 宏 之	学校教育課長	岩 田 雄 治
学校教育課主幹兼			

派遣指導主事 大野 佑 樹

学校教育課主査 江 口 友 香

学校給食センター  
主幹兼所長 丹 羽 清 人

生涯学習課長 兼 松 昌 史

図書館主幹兼  
図書館長 鈴 木 加代子

## ◎開会

○松井生涯教育部長 それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年大口町教育委員会12月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

---

## ◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長 それでは、日程に基づきまして進めてまいります。日程第1、教育長報告をお願いします。

○社本教育長 おはようございます。

着座で進めさせていただきます。

12月1日、教育委員の皆様にも御臨席いただきましたけれど、町長のほうから長屋教育長の後任ということで教育長の職を拝命いたしました。

皆さん御存じのとおり、私は教育経験は全くなくて、ずっと役場の職員でした。生涯教育部については、生涯学習課に課長補佐で3年間、それから部長職として3年間の計6年間教育委員会のほうで職務に当たりました。それ以外は、総務部の人事と財政と秘書と企画というところで30年弱勤めておりますので、当時の経験ではありますけれど、行政の中の動き、この36年、40年近くですかね、動きやそれから仕組み、それから議会との関係とかの経験は持っております。

そういったことで、時代の流れの変化については少し経験に付加をして見直しをしなければいけませんけれど何となく知識はありますので、教育行政、これは学校だけではなくて生涯学習等も所管です。その辺りと行政の間に入って、それぞれの常識だとか考え方、経験の違いがあると思いますので、その違いを明らかにしながらお互いの仲をつないでいければなどというふうに考えています。教育委員の皆様方におかれましても、そういった中でそれぞれ教育委員の場を離ればプライベートでいろんな経験をお持ちだと思います。そういったものを生かしていただけるようにお声がけをしていきたいというふうに考えています。少し今までの長屋教育長とは形は変わるとは思いますけれど、大口の子は大口で育てるということで進めてみえました。それを引き継ぎながら、お手元に議会のほうで所信表明をということで同意案件の際に求められましたので、概要なんですけれどそんなようなこととお話しさせていただきました。後でお時間のあるときに見ていただければというふうに思います。

寛容性ということを少しお話をしました。世の中少し息苦しくなっているんじゃないかなと

いうふうに思っていますので、お互いの違いを確認し合いながら少しずつ歩み寄って、より教育委員会の進め方ではありませんけれど、合議制という、お話ししながら、白か黒かではなくてこんなようなふうになっていくといいなというところをお話ししていければいいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては、教育長の取り回しでよろしくお願いいたします。

---

### ◎日程第2 議事録署名者の指名

○社本教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と丹羽力也委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

---

### ◎日程第3 議 題

#### 議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○社本教育長 続きまして、日程第3、議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についてを議題とします。

議案につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしく申し上げます。

議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についてです。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。令和7年12月19日提出、大口町教育委員会教育長 社本寛。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため、必要があるからであります。

1枚めくっていただき、許可申請書を御覧ください。

申請者は、団体名、特定非営利活動法人子どもと文化の森、理事長 中村祥です。

事業名は、キッズ体験ものづくりまちづくりです。

目的及び事業概要は、子どもたち自身で企画運営する小さな社会を構築し、子どもの自発性、自律性を高めていく一方で、他者と意見交換する中で意見を伝える、考えを聞くというコミュニケーション能力が身につくよう促す。

また、まちづくりに必要なものを考え、工夫して作成するものづくり体験を大切にし、目標に向かって作り上げる過程の中で達成感を味わうことを目的とし、別紙のとおりこども企画会議を5回開催し、当日、こどものまちとして小さな社会を構築し運営する事業で、詳細は別紙

のとおりです。

開催期日は、令和8年2月7日土曜日から3月28日土曜日までの6日間です。

開催場所は、大口西児童センターです。

対象者は、小学生及び中学生の延べ300人としております。

以降のページに収支予算書、事業概要を添付しています。

議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についての説明は以上です。よろしくお願ひします。

○社本教育長 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりました。

この案件について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

○鈴木教育長職務代理者 すみません。

○社本教育長 鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 チラシはまだできていないですか。

○岩田学校教育課長 はい、まだないです。

○鈴木教育長職務代理者 私自身、子どもと文化の森さんはいつもいろいろなことをやってくださっていて、またこれも面白そうだなと思いますので、いいかなと思っています。

○社本教育長 ほかの委員の皆様方はどうでしょうか。

何かお気づきの点とかあればお出しただければ。

○水谷委員 特に疑問点はありません。

○社本教育長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 それでは、今、鈴木委員さんから御質問を1ついただきましたけれど、皆様この方向でということですので、ありがとうございます。

それでは、議案第16号の後援名義の使用については許可でお願いします。

---

#### ◎日程第4 連絡・報告事項

○社本教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

1点目、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定取消しについて、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 1件目、令和7年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定取消しについてです。

前回、認定の御報告をいたしました11月定例会以降、11月に新たに認定いたしましたのは、一覧表の最下段、右側の4. 追加認定者のおり4名です。4名全てが児童扶養手当の受給開始による認定です。

また、その下、5. 認定取消し者のおり、前回報告以降に11名の認定取消しがありました。11月が児童扶養手当の現況調査確認による年度切替のタイミングであることから、これに合わせて準要保護の取消しの認定が多数になったものと思われます。これにより、準要保護児童・生徒は、南小学校が前回報告と変わらず17名、北小学校が前回報告から1人増の38、西小学校が前回報告から5人減の43名、小学校の計としましては前回報告から4人減の98名です。

中学校は、前回報告から3人減の59名となり、小・中学校合計で前回報告から7人減の157名となります。説明は以上です。

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、何か御質問等あればお出してください。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは2点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 2点目です。大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、2事業について使用許可をし、1事業について実績報告がありました。

なお、使用許可をしました2事業、実績報告がありました1事業につきましては、それぞれ資料のおりですので御確認ください。説明は以上です。

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、この件について何かあればお出してください。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、3点目、大口町私立学校等における昼食費用等給付金支給要綱について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしくをお願いします。

3点目です。大口町私立学校等における昼食費用等給付金支給要綱についてです。

令和7年度より、町内の小・中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化としましたが、当初、町外の私立小・中学校等に通う児童・生徒については、これまでの半額補助の時点でも補助し

てこなかったということから、4月以降についても給食費の補助をしていませんでした。

しかし、この間、保護者からの御要望ですとか子ども条例の制定等、子ども・子育て支援施策の充実の観点から、年度途中ではあるんですけども、町内の学校給食費を喫食していない児童・生徒への昼食支援の観点からと、あわせて12月定例議会の補正予算において町外の私立小・中学校等へ通う児童・生徒への給食費用相当の給付金を支給するという事とした補正予算をお認めいただきましたので、この支給要綱を整備したということになります。

給付対象者は、町内に住所を有し、かつ私立学校等に通学する児童・生徒の昼食費用等を負担する保護者ということになります。ただし、ほかに国や県から給食費等の補助を受けている場合は、その額を減額するということになります。

給付の金額は、小学生が月額4,500円、中学生が月額5,000円で、児童・生徒が転入・転出、それから編入出、その他の理由で在籍校を変更とかということがあった場合は、当該月以前以後については支給の対象としないということにしています。

基本的には、年度末の3月下旬に1年度分の申請をもらって、年度内に決定通知を出しまして、4月になってから小学生年額5万4,000円、中学生6万円を支給することを想定してというような形になっています。

ただし、今年度につきましては、年度途中での方針転換ということであることから、議会において補正予算をお認めいただいた翌月1月分からの支給対象とさせていただくということにしております。

細かい内容は見ていただくということで、要綱の概略の説明としては以上です。よろしくお願ひします。

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、この要綱について、何か御質問等があればお出しください。

○水谷委員 お願いします。

○社本教育長 水谷委員。

○水谷委員 この件は、申請しなければ補助は受けられないということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○水谷委員 この通知は、「広報おおぐち」とかですか。

○岩田学校教育課長 今回は、初めての制度ということになるので、広報にも載せませうけど対象者が一応把握はできているので、今回は皆さんに通知を出します、初めてということなので。

それ以後は、来年度以降は広報に載せればいいのかというふうに、今は思っています。

○水谷委員 それであれば、親切な対応だと思います。

○社本教育長 そのほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○**社本教育長** 私が言うのも何ですけど、2つほど。

1つは、今日新聞のほうで無償化は出ていますよね。あの辺りが今度制度設計がどうなっていくのか分かんないんだけど、町内の部分はもちろんいいんだけど、私学へ通っている方の制度がどうなるのかを少し注視しながら、研究というか調整していただきたいというのが1点と、あとはお知らせに関しては、小学校から中学校へ進む方が見えると思うんで、その方には個別にお知らせか何か、資料を配るだとかということをしてあげればより親切かなというふうに感じたので、配慮願えるといいかなというところです。

○**岩田学校教育課長** 国の無償化の話は、今日の新聞とかの報道を見ると、公立学校の小学校だけのようにもやっぱり見えますし、半分交付税だというようなふうに書いてあったりもするので、どこまでそれを金額として反映させるかというのは微妙なところですけども、その辺はどんな形で本人さんたちにそのお金が行くのか、多分自治体にお金が多分入ってくるという形になるので本人さんのところに行くわけではないと思うんですけども、その辺のところを見ながら、金額とかはこれは要綱なのでまた変えるときには変えていきますけど、ただ一応、今回のこの4,500円、5,000円というものの根拠については、一応は給食の実施数の最低限のところの数に小学校、中学校の単価を掛けてこの金額というように、これは根拠を持って出している数字なので、国が丸っと出してくれるというふうであればそれはそれでまた数字を触りますし、そこは状況を見ながら変えていくように対応したいと思います。

それから、中学校に上がるときに案内ができれば、そういったこともまたしたいと思いますので。

○**社本教育長** ほか、よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○**社本教育長** それでは4点目、大口町学校給食弁当代替者給付金支給要綱について、事務局、説明をお願いします。

○**丹羽学校給食センター主幹兼所長** 大口町学校給食弁当代替者給付金支給要綱について説明をさせていただきます。

資料を御覧いただきたいと思いますが、最初に資料の訂正をお願いしたいと思います。

目的の第1条の3行目でございますが、給食費取扱要綱附則第4項の給食費と書いてありますが、正しいのは3項でございますので訂正をお願いしたいと思います。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

目的、第1条、この要綱は、食物アレルギーまたは宗教上の理由により学校給食の提供を受

けることができず、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱附則第3項の給食費の一食単価の特例による大口町立学校の給食費無償化の対象とならない児童等の保護者等に対し、大口町学校給食弁当代替者給付金を支給することにより、本町の学校給食費の無償化に伴う公平性を保ち、伝統の持参を必要とする児童・生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ることを目的といたします。

今回、先ほど私立学校における昼食費用の給付金を定めまして、私立学校に通う児童・生徒とともに弁当を持参していただいております小・中学校の児童・生徒に対し、令和8年1月から弁当代替者への給付金を支給することにいたしました。

第3条を御覧いただきたいと思いますが、給付支給対象期間ですね。

第3条、給付金の対象となる期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの間とするということであります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

第4条の給付金対象者でございますが、給付金の対象となる者は、前条の期間に大口町に住所を有し、かつ、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱第3条の規定により提出された学校給食申込書により、申込区分が食物アレルギーまたは宗教上の理由により学校給食を申し込まないこととしている大口町立学校に在籍する児童等の保護者等とする。ただし、DV被害による支援措置の対象者その他これに類する者については、この限りではない。

第5条の対象経費でございますが、給付金の対象となる経費は、前条第1項に該当する保護者等の児童等が大口町立学校において喫食した代替食のために要した費用とする。

第6条、給付金額でございますが、小学校では月額4,500円、中学校では5,000円となります。

あと、給付金の申請、第7条でございますが、給付金の支給を受けようとする保護者等は、大口町学校給食弁当代替者給付金支給申請書兼請求書により、毎年度3月1日から3月20日までに大口町立学校の校長を経て町長に申請しなければならないとなっております。

3ページを御覧いただきたいと思います。

附則で、この要綱は令和8年1月1日から施行するということでございます。

次ページ以降、様式を御覧いただきたいと思います。

該当予定者は小学校で2名、食物アレルギーの方に今現在はなっております。

現在給付金の支給予定は2万7,000円となっております。1万3,500円の方がお二人ということでございます。

以上で、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、この件について御質問等があればお出してください。

○水谷委員 お願いします。

○社本教育長 どうぞ。

○水谷委員 対象となる方が2名見えるということ。どちらの学校か教えていただくことはできますか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 西以外のところで1名ずつ、南と北に1名ずつお見えになります。恐らく小麦アレルギーの方だとは思いますが、1名の方は。

○社本教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは5点目、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱でございますが、先ほど説明しました学校給食弁当代替者給付金支給要綱を実施するに当たりまして、様式第1の学校給食申込書の様式を変更いたします。

申し込まない理由を細かくいたしまして、丸で囲んでいただくようにいたしました。

施行日は令和8年1月1日となっております。

以上で、説明を終わります。お願いいたします。

○社本教育長 ありがとうございます。

それでは、この点について何か御質問等があればお出してください。

どうぞ。

○鈴村教育長職務代理者 今、給食を申し込むか申し込まないかという選択だと思うんですけども、除去してくださいとかという要望があったりはしないんですか。一定の物を、牛肉を除去してくださいとか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 それが大口町はできていなくて……。

○鈴村教育長職務代理者 現在できないことは存じ上げています。

それで、してほしいですという要望があったりはしないの。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 毎月、給食が始まる一月前に保護者のほうにアレルギー関係の書類を送らせていただいて、アレルギーで私が食べられないものについてはバツを打ってくださいということで学校に出していただいて、それは配膳しているときに出さないよという対応をしております。

それで、牛肉を食べられない人は、それにバツを打っていただいて、違うものを持ってきていただいている状況ではあります。

○鈴木教育長職務代理者 そういった数はどのくらいあるんですか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 アレルギーの申出をしていただいているのは、50人か60人くらい見えるんですけど、半分以上が乳・卵だとか甲殻類、エビとかカニとか、あとピーナツだとか、ソバはもう全然なんですけど、そういう感じですね。

乳・卵で20人くらいの方が見えるという状況で、それが食べられない方については違うものを持ってきていただいて、無配膳でということになっています。

○鈴木教育長職務代理者 ありがとうございます。

○社本教育長 ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

---

### ◎日程第5 その他

○社本教育長 それでは、日程第5のほうに移ります。

その他ですけれど、事務局、何かありますか。

○岩田学校教育課長 ありません。

○社本教育長 それでは、委員さんのほうから何か、本日の案件以外でお気づきのことだとか、何か御提案とか質問とかあればお出しください。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○社本教育長 それでは、その他は特にないようですので、協議事項は終わりました。事務局のほうへお返しします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございました。

それでは、最後に教育長、一言御挨拶をお願いいたします。

○社本教育長 それでは、先ほど最初の冒頭にも挨拶させていただきましたけれど、これからまた新しい形とそれから引き継ぐものとの織り交ぜながら進めていきたいと思っております。ただ可能な限り、報告とかよりは、こんなふうにしたいかなとか、こういうことはどうでしょうという意見交換等をさせていただければなあというふうに思っています。事前の資料配付だとかいったこともしながら進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございました。

以上をもちまして、12月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思っております。お疲れさまでした。

(午前 9時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員